

請願第 19 号 土地貸付の使用料減免等に関する件の告訴について

請願第 24 号 建物貸付の使用料減免等に関する調査について

1-イ、2 本牧ふ頭内民間单身寮

本件单身寮は港湾法で定める「港湾厚生施設」として利用されており、許可の取消及び減免額の返還を求める必要はないと考えています。

今回指摘のあった单身寮（港湾労働者住宅）については平成 21 年度を目途に同社により解体・撤去することで調整しました。

1-ロ コンテナターミナル厚生施設整備費補助金

補助金対象施設である福利厚生施設の公共性を将来にわたって担保するため、本来の目的以外に利用できないよう、施設所有者と運営者の管理運営委託契約を改正しました。

3 船員福利厚生施設（ナビオス横浜）への貸付契約の見直し

貸付契約の事務上の不備については、(財)日本船員厚生協会の申請に基づき、本来目的を阻害しない範囲内であること等の条件を付し、平成 19 年 5 月 31 日に承認し、改善しました。

有償化については、船員や海事関係者の厚生施設として機能は保持されているものの、現在の利用状況から無償貸付を見直すことで同協会との基本的合意は得られており、平成 19 年度中に有償契約を締結する予定です。

4 船員福利厚生施設（エスカル横浜）への貸付契約の見直し

貸付契約の事務上の不備については、(財)日本船員厚生協会の申請に基づき、本来目的を阻害しない範囲内であること等の条件を付し、平成 19 年 5 月 31 日に承認し、改善しました。

有償化については、船員や海事関係者の厚生施設として十分機能していることから、無償貸付を継続しますが、コンビニエンスストア部分については利用状況から有償化することで同協会との基本的合意は得られており、平成 19 年度中に有償契約を締結する予定です。

5 入札による委託契約

指摘事項である委託契約の入札については、いずれも適正な手続きで行われた入札結果です。なお、2 回目の入札における最低価格落札者との随意契約は、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 8 号の規定に基づき、契約をしています。

6 大さん橋国際客船ターミナル管理業務委託

大さん橋国際客船ターミナルの管理業務については、(社)横浜港振興協会が受託し、一部の業務を再委託していました。

協会が直接執行する業務としては、税関や船舶代理店との連絡調整、乗下船客の誘導、来場者の案内、広報宣伝、イベントの誘致及び大さん橋ホールの利用調整などです。

港湾局の設計書の積算において適切でないところがあったため、新たに設計の積算を行い、是正したうえで、19 年度の協定を締結しました。

《参考》

○地方自治法施行令

- ・第167条の2第1項

地方自治法第234条第2項の規定により随意契約によることができる場合は、次の各号に掲げる場合とする。

- ・同条同項 第1号から第7号

(略)

- ・同条同項 第8号

競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。